

# やすらぎ在宅介護支援センター居宅介護支援事業運営規定

## (事業の目的)

第1条 医療法人社団誠林会が開設する居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)は、介護保険法関係法令に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、その計画に基づいて適切な居宅サービスが確保されるよう、サービス事業者等との連絡・調整、その他の便宜を提供します。

## (運営の方針)

- 第2条 支援事業者は、被保険者が要介護状態になった場合に可能な限り居宅において、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援事業を行う。
- 2 支援事業者は、被保険者の要介護認定等に係る申請について、利用申込者の意見を踏まえ、必要な協力及び支援を行う。
  - 3 支援事業者は、居宅サービス計画の作成にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類及びその提供が特定の事業者に不当に偏することのないよう公平中立に行うものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 やすらぎ在宅介護支援センター
- (2) 所在地 高岡市美幸町1丁目1番53号

## (実施主体)

第4条 支援事業の実施主体は、医療法人社団誠林会とする。

## (職員数及び職務内容)

- 第5条 (1) 管理者 1名 居宅介護支援事業の統括及び職員の指揮・監督  
(2) 介護支援専門員 若干名 介護支援計画書の作成及び相談業務

## (営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝祭日、お盆の8月15日・16日及び年末年始の12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 月曜日～金曜日 午前9時00分から午後5時30分まで  
土曜日 午前9時00分から午後12時20分までとする。  
ただし、電話による連絡は時間外の受付もする。

## (業務内容)

第7条 介護を必要とする被保険者の把握に努め、要介護認定の申請を必要とする者に、本人及び家族の意思を踏まえ申請に対し必要な支援を行う。また、更新申請は、

現在の要介護認定等の有効期間が終了する30日前までには更新手続きが終了できるように必要な支援を行う。

- 2 介護認定の申請代行及び高岡市からの委託の要介護認定調査については、その者の提示する被保険証により認定の有無、認定区分、有効期間の確認を行う。
- 3 要介護認定者の介護サービス計画の作成については、認定結果に応じ定められたサービス限度額を参考に最も効果的なサービス計画を作成し、利用者及びその家族の承認を得てサービス提供手続きを行う。また、必要に応じサービス提供事業者及び介護保険施設等の紹介を行う。
- 4 介護支援専門員は、サービスの実施状況の継続的な把握と利用者及びその家族に対する情報提供等のため居宅訪問を行う。
- 5 毎月市町村に対し、居宅サービス計画等の実施状況について報告するものとする。

(利用料)

第8条 申請支援及び居宅サービス計画作成費については、原則として利用者及びその家族から徴収しない。ただし、要介護認定前の者及び認定を受けて自立となった者についてはこの限りではない。

- 2 実施地区以外からの利用者の要請があったときは、それに要した交通費については利用者の同意を得て、実費を徴収する。

(実施区域)

第9条 事業所の実施区域は、高岡市内とする。

(研修)

第10条 介護支援専門員の質的向上を図るため研修会の機会を設けるものとする。

(守秘義務)

第11条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。また、退職後も同様とする。

(身分証の携帯)

第12条 介護支援専門員は身分を証する書類を常に携帯し、利用者から求められた場合はこれを提示しなければならない。

(業務の拒否)

第13条 正当な理由もなく業務を拒否してはならない。ただし、自ら適切な支援を提供するのが困難であると認めた場合は、市町村に連絡を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

第14条 この規定に定める事項の外、運営に関する事項については、理事長と事業所の管理者が協議して定める。

(高齢者虐待の防止)

第15条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の開催、指針整備、研修会を定期的に行う。また、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

記

- 附則 この規定は、平成11年8月17日より施行する。
- 附則 この規定は、平成16年9月1日より施行する。
- 附則 この規定は、平成20年4月1日より施行する。
- 附則 この規定は、令和6年4月1日より施行する。